

国民保護に係わる島外避難要領についての
与那国町意見交換会質問及び意見の回答

与 那 国 町

令 和 6 年 3 月

国民保護に係わる島外への避難要領についての与那国町意見交換会
質問及び意見の回答について
(令和5年9月・10月開催)

【避難計画に対する意見】

●島内の避難要領に関する質問

質問：交通規制の際、自家用車での移動は出来るのか？

回答：避難用バス、要支援者等の避難のために許可を受けた以外の車両は通行できない。

●島外への避難要領に関する質問

質問：船と飛行機で避難するは分かるが、要支援者の内、誰から乗るのか決まっているのか？石垣での宿泊場所は？

回答：要支援者の避難要領は、現在検討を進めており、今年度の避難計画ができ次第周知していく予定である。昨年度計画では、石垣は経由地であり、宿泊は予定していない。

質問：航空会社との調整は出来ているのか？近日中に避難があれば対応できる状態にあるのか？

回答：この避難の要領は、公共の交通機関である航空会社等も含めて検討を進めている。不測の場合は、現在策定している要領を基本として対応していくことになる。

質問：「みかさ」は、PFI（民間船舶の運航・管理事業）じゃないのか？
乗れないんじゃないのか？

回答：「みかさ」は防衛省のPFI事業社ではありません。民間の船舶事業社としてご協力して頂くことを前提として訓練上の検討にご協力を頂いている。

●要配慮者の避難に対する質問

質問：寝たきりの親がいる、避難する場合の器具とかも準備するのか？

回答：航空機への医療器材の持ち込みについて、必要なものは持ち込めるよう検討を進めている。

質問：付き添いは何処まで？

回答：要支援者の避難には、家族等の支援者も一緒に避難して頂くことを考えている。

質問：要介護者は飛行機での避難になるのか

回答：要配慮者に限らず、航空機で避難できる方は航空機での避難を、それ以外の方は船舶での避難を検討している。

質問：介護している親が心配でこの場所に来ている。国や県ではなく、住民の声を聴きながら進めてほしい。有事をなくすために町として何が出来るのかを考えてほしい。

回答：要配慮者の避難については、関係機関はもとより、民生委員や社会福祉協議会、さらには地域においてリーダーとなる住民と十分な協議の上、避難要領を策定していきたいと考えている。

●島内残留に関する質問

質問：強制でなければ残ってもいいのでは？

質問：島に残りたい人の権利は？

質問：「避難しないよ」と言われたりしている、誰が説得するのか、どれだけ説得するのか？

質問：逃げない選択の場合罪にはならないのか

質問：残る人は合法的ではない、災害救助法と間違いされかねない

質問：避難に法的な義務はあるのか？

質問：与那国を守る前提で自衛隊を入れたのに、何故、避難しないといけないのか？

質問：私は、避難しません。なぜ、島を出ないといけないのか？国と国の争いだから、ここだけではないと思う

質問：私は、島に残りたい。自然災害など、孤立しても自力で生き延びられる、発電・蓄電を各家庭で、電柱の地中化等、避難しないでいいような島にしてほしい。災害面をトータルで考えてほしい。

質問：私は、絶対に行かない。戦争するために前提としてなのか、日本は戦争できる国なのか、シェルターを作るのはどうか、難儀せずに避難しないでいい方向を探してほしい。

回答：国民保護法では、避難住民や被災者の救援に際して、食品、衣料品等の物資の確保や収容施設等として、必要な土地、家屋等の確保及び医療関係者による医療の実施の確保に係る規定があります。国民保護法ではこれらの措置を実施するに当たっては、関係者の自主性を尊重し、強制的な権限は用いずに、まず前もって要請等により対応を求めることとしています。また、国民保護における避難指示については、法的な義務は生じますが、強制的に避難させることはありません。

この避難の要領は全島民の島外避難の指示が出された場合のものであるため、ご理解を頂き避難してもらう努力をすることになる。

国民保護法においては、「国民の保護のための措置を実施するに当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利が尊重されなければならない」（第5条第1項）、「国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は当該国民の保護のための措置を実施するため必要最小限のものに限られ、かつ、公正かつ適正な手段の下に行われるものとし、いやしくも国民を差別的に取り扱い、並びに思想および良心の自由並びに表現の自由を侵すものであってはならない」（第5条第2項）とされています。この原則に基づいて、国民の権利および義務に関する措置については、限定的に規定されています。

●インフラに関する意見

質問：避難しないと言えば、インフラはどうなるのか？住民が残る場合の対応も検討した方がよい。

回答：要避難地域の住民の皆様の生命・身体の安全を確保するためにやむを得ず全住民に避難の指示が出された場合を前提としているため避難をする法的な義務があるところ、自らの意志で残留される方には輸送手段の最終便までに避難して頂くよう説得することになる。なお最終便以降のライフラインの確保は保証されていない。

●家畜・ペットの取り扱いに対する意見

質問：家畜について、満田原に放牧してはどうか？普段から検討した方がよい。

回答：放牧等も含めて、畜産部会等と意見交換を持っていきたい。

質問：家畜やペットの避難後の補償はあるのか？

回答：家畜等の補償等について、今後検討されていく事になる。

質問：ペットを飼育しており、ペットと一緒になければ避難できない。船舶での避難が可能であれば避難したいと思う

回答：現在の要領では、ペットと一緒に航空機での避難は出来ないが、船舶での避難にいついて、今後検討したい。

●避難先に対する意見

質問：受け入れ先が一杯の場合、対応できるのか？

回答：避難先は、国が指定し、県が調整を進めて行くことになっている。

質問：避難先の受け入れ態勢は？避難した人たちの対応は？生活は、衣食住は？

質問：避難先ではどうしたらいいのか？避難させるまでが仕事なのか？

回答：避難先にも役場機能を持っていき、行政として対応することになる。

避難先での生活支援も国・県等と協力し、行政として支援していくことになる。

質問：避難先は九州？なぜ九州が大丈夫で先島が危ないのか理由は？

回答：今年度の避難の要領の想定で避難先は九州と指定されているが、あくまでも避難要領等を検討するための想定だにご理解ください。

現状として先島地域が危険だという状況ではない。

質問：全て市町村に任せるのはどうかと思う、島民同士で助け合うのか

回答：国、県、自治体の役割があるので、全て自治体というわけではない。

（国民保護法）

避難先では、都道府県知事が中心となって、市町村や日本赤十字社と協力して救援を実施します。具体的には、避難してきた人々に宿泊場所や食品、医薬品などを提供したり、行方不明になったり家族と離ればなれになった人たちのために安否情報の収集や提供を行います。

●補償等に関する意見

質問：国は補償をしっかりとしないといけないと思う、建物や財産についての補償は？

質問：災害救助法の適用は出来ないのか？武力攻撃の場合は、帰ってきても何の保証もないのではないかな？

質問：有事後の再生は、住民の財産はどうなるのか？この意見は是非国に伝えてほしい、地方だけの問題ではない

質問：戻って来た時の免責？町独自の補償は出来ますか？

回答：法律の規定により、保証することになるが、武力攻撃により被害を受けた建物等の被害を補償する規定は国民保護法には定められておらず、紛争終結後の被害等の状況を踏まえた立法措置によることとなる。公共施設等の武力攻撃災害の復旧についても、事態の終了後に国が示す方針に従い実施することになります。

●想定等に関する意見

質問：安全な所とは？安全の担保が欲しい

質問：何故、与那国が危険地域なのか？だれか説明してほしい？

質問：この避難計画は、台湾有事を想定しての避難要領なのか？

質問：何故、港湾整備の話が出るのですか？台湾有事を想定している事じゃないですか？

質問：台湾有事の危機を感じているのに、国の方の危機感が無いのでは

質問：県議会で沖縄の平和を守ってくださいと決議された。他地域の事に口出しは出来ない、日本の一大事であって、先島の一大事ということではないと思う。

回答：この避難の要領は、特定の事態を想定しているものではなく、島外への避難実施要領のパターンを具体化するため、あらかじめ要避難地域や避難先地域を訓練として仮に指定したものです。台湾有事や港湾整備も関係はありません。

●国民保護への自衛隊の協力

質問：武力攻撃事態では自衛隊は参加できないのではないかな？

質問：自衛隊に助けてもらうつもりでいるが、この場合は難しいのではないかな？

質問：自衛隊は他の任務があるので、住民を守れないのでは？

質問：周辺事態法では、自衛隊は動けないのではないかな？

質問：自衛隊は法的には動けない状況にある、日本の法整備は弱い

回答：自衛隊の任務に関して、自衛隊の部隊等の派遣を防衛大臣に要請し、避難住民の誘導や救援等を要請することになっています。また、防衛省が作成している「防衛省・防衛装備庁国民保護計画」において、その任務や役割があらかじめ定められています。

町の避難実施要領のパターン作成にあたっては、自衛隊にも関係機関との意見交換に参画を頂き、町が避難誘導を行うにあたって、どのような支援が可能かな等について意見交換等を行っているところ。今後、避難実施要領のパターンを具体化する場合には、適宜自衛隊の支援内容等についても、盛り込んでいきたいと考えている。

●意見交換会に対する意見

- ・国がもっと説明すべき、そうでなければ町がもっと詳しく説明してほしい
- ・この場で「わかりません」ではなく、国がきちんと説明してほしい
- ・この場所に来なかった人にはどう説明するのか？
- ・参加者が少ない、職員の参加は、議員の参加もお願いしたい
- ・説明会に足を運ばないのは、自衛隊が守ってくれると言う安心感があるのでは
- ・国の説明があるまでは、説明会は続けるのか、継続した説明会をお願いしたい
- ・不安を取り除くことを行政はしてほしい
- ・役場としての説明をもっと詳しく、具体的にしてほしい
- ・町民は説明会には来ない、なぜなら自衛隊が助けてくれると思っている。
- ・町主催の説明会を行ったことはよかった、これからも何回もやってほしい、自分たちの島なんだから
- ・私たちには分からないことが多い、住民が安心できるような計画を作してほしい。

今回開催した意見交換会は、祖納地区で２回、久部良地区及び比川地区で各１回の合計４回開催しました。今回住民の皆様から頂いた意見は国・県ともしっかり共有し、今後の避難実施要領の具体化に繋げて行きたいと考えている。今年度の避難実施要領のパターンを策定後は、今回同様の意見交換会を継続して行きたいと考えている。次回意見交換会には、国・県の参加も要請したいと考えている。